

病気になっても うちの職場は働けます！

～がん、糖尿病などになっても治療しながら働く人に優しい職場づくりを～

◎ 従業員の病気への対応で困っていませんか？

優秀な社員が「がん」になってしまった。人手も足りないし働き続けてもらいたいのだが。



我が社としては、人材活用のため、安心して長く働けるような積極的な制度を取り入れたい。

主治医の診断書だけでは、どのような仕事をしてもらえば良いか、具体的に分からぬ。

法律では病気の人は働かせてはいけない規定(労働安全衛生法第68条)があるらしいが、自分達が考えている仕事をお願いできるのかな。

◎ 「治療と職業生活の両立支援」を考えましょう



最近は、治療技術の進歩等により、**治療をしながら仕事を続ける**人がたくさんいます。でも、実際の会社での対応は難しいことが多いですよね。**一緒に解決方法を考えていきましょう。**

◎ 治療と職業生活が両立できれば・・・

事業者のメリット

- ✓ 従業員の「健康確保」の推進
- ✓ 継続的な人材確保
- ✓ 従業員のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- ✓ 「健康経営」の実現
- ✓ 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

従業員のメリット

- ✓ 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- ✓ 治療を受けながらの仕事の継続
- ✓ 安心感やモチベーションの向上
- ✓ 収入を得ること
- ✓ 働くことによる生きがいの保持

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の内容

両立支援の取組の対象など

- 対象は、**がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、肝疾患、若年性認知症、不妊治療、難病**などの**反復・継続して治療が必要となる疾病** ※短期で治癒する疾病は除きます
- 病者の就業禁止規定は、できるだけ勤務時間短縮等の措置を講じて就業機会を失わせないようにし、やむを得ない場合に限り就業を禁止するもの(※)

※ 労働安全衛生規則第61条に、①病毒伝ぱのおそれのある伝染性の疾病にかかった者、②心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者 ③①及び②に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者の就業を禁止する旨が定められています。
- 治療と職業生活の両立に必要な配慮を行うことを労働者健康確保対策と位置付け

両立支援を行うための環境整備

日頃から支援体制の準備を

- 衛生委員会等で調査審議し、基本方針の表明やルールを作成周知
- 研修等による労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- **休暇・勤務制度**の検討・導入など



具体的な両立支援の進め方

- 本人の申出を受け、主治医・産業医等から意見を収集して就業継続の可否を判断
- 事業主、人事労務担当者、産業医、衛生管理者(労働者数50人以上)、衛生推進者(同10人以上50人未満)等の産業保健スタッフが連携して、**両立支援プラン**・職場復帰支援プランを策定し、これら**に基づく就業上の措置や配慮の実施**など

※ 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の全文等がダウンロードできます。

治療と職業生活の両立 厚生労働省 <https://www.wlhw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

(参考) 治療と職業生活の両立の取組が求められる社会的背景

- 治療技術の進歩等により**生存率が向上**
【例】がん5年相対生存率 H5～8年 53.2% → H18～20年 **62.1%** (乳がん**90%**)
- 仕事をしながら治療を続ける方は大勢います
【例】仕事を持ちなががらがんで通院する人 平成22年 **32.5万人**
⇒しかし、例えば糖尿病患者の約8%が**通院を中断**、その理由は「仕事(学業)が多忙のため」が24%

◎ 両立支援に関する効果的な休暇・勤務制度の例

時間単位の年次有給休暇

- 労使協定を結べば年5日まで時間単位の付与が可能です。
- 一定期間ごとの検査や診察等が必要な場合に効果的です。

病気休暇（傷病休暇）

- 事業者が自主的に設ける病気療養のための法定外の休暇のことで休職までに至らない期間の療養に効果的です。

年次有給休暇積立制度

- 事業者が自主的に設ける法定外の休暇で、時効消滅する年次有給休暇を積立て入院療養等の場合に利用できます。

時差出勤制度

- 事業者が自主的に設ける制度で、本調子でない体でも、混雑する時間帯を避けて負担が少なく通勤できます。

短時間勤務制度

- 事業者が自主的に設ける労働時間が短い勤務制度で、体調は回復したがフルタイムが無理な場合に有効です。



◎ 既にこんな企業で効果的な制度導入や取り組みがされています

実践事例 1



職員が「がん」になったため、勤務日の調整、通院時等の時間単位の年次有給休暇の取得、当日の体調に応じた勤務内容の配慮などの支援をしました。職員は、職場の対応に感謝してくれています。また、社外の方の誰もが「良い職場ですね」と話してくださいます。職員自身も誇りに思うと言っています。

社会福祉法人白鳩会
(鹿児島県南大隅町)
[設立] 昭和47年
[業種] 社会福祉施設
[労働者数] 158名

実践事例 2



1時間単位の年休制度のほか、必要最小限度の範囲で最大90日間の病気療養のための休暇制度（有給[60日からは半減]）を導入しています。

国立大学法人鹿児島大学
(鹿児島県鹿児島市)
[設立] 昭和24年
[業種] 教育研究業
[労働者数] 4,700名

他県の実践事例

- (事例) 主治医と連携した休業からの復帰支援（ウシオ電機株式会社）
- (事例) 不妊治療のための休暇制度（住友電気工業株式会社）
- (事例) やむを得ず病気退職した社員の再雇用制度（大鵬薬品工業株式会社）
- (事例) 各事業所の産業保健スタッフ充実・全社的健康意識向上（オリンパス株式会社）など

無料

鹿児島県産業保健総合支援センターは、個別に企業等を支援します

両立支援の基本的な進め方



労働者や事業者からの申し出により、両立支援促進員が医療機関と連携し、それぞれのステップに応じた助言・支援を行います。お気軽にご相談ください。

疑問や相談にお答えします



従業員が病気になりました。治療をしながら仕事をしたいと相談されました。初めてのことなので、何をしていいか分かりません。どのような支援を受けられるのでしょうか。

当センターでは次のようなお手伝いをします。

- 管理監督者や従業員を対象とした周知啓発教育を実施します。
- 事業場へ訪問を行い、企業内の体制づくり、規程・制度（柔軟な年休制度、病気休暇制度等）への対応などの支援を行います。
- 両立支援プランなどの作成の支援を行います。
- 会社と主治医間の情報連絡シートなどの利用支援を行います。



鹿児島県産業保健総合支援センター
(両立支援(出張)相談窓口)

◎ 治療と仕事の両立支援制度を導入する事業主に助成金を支給します！



- 両立支援コーディネーター・ジョブコーチを育成・配置し、就業規則を変更した場合には最高50万円
- 両立支援コーディネーターが、がん等の傷病を負った労働者に就業上の措置を行った場合には最高40万円

【詳しくは、鹿児島労働局 職業対策課（☎ 099-219-8712）へお問い合わせください】

鹿児島県地域両立支援推進チームとは

「鹿児島県地域両立支援推進チーム」は、治療と職業生活の両立支援に携わる県内の関係団体等から構成されており、事務局は鹿児島労働局労働基準部健康安全課です。また、治療と職業生活の両立支援の事業運営は、鹿児島県産業保健総合支援センターが担うことになっています。

【お問い合わせ先】

- ・鹿児島労働局労働基準部健康安全課
鹿児島市山下町13-21（☎ 099-223-8279）

- ・鹿児島県産業保健総合支援センター
鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4階（☎ 099-252-8002）

治療と職業生活の両立に関する各ホームページのご紹介

○厚生労働省 (<https://www.mhlw.go.jp/>)

○独立行政法人労働者健康安全機構 (<https://www.johas.go.jp/>)

○鹿児島労働局 (<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

○鹿児島県産業保健総合支援センター (<http://kagoshimas.johas.go.jp/>)

治療を受けながら

患者(労働者)用

働き続けることができます！

～がん、糖尿病などになつても、治療をしながら働くように取り組んでみませんか～

◎ 病気と仕事のことで、一人で悩みを抱えていませんか？

がんと診断されたけど、仕事を続けたい・・・

これからの働き方を誰に相談すればいいのか分からぬ

治療と仕事を両立できるか不安・・・

治療に合わせた短時間勤務や休暇の取得が難しい

病気のことを会社にうまく伝えられるだろうか・・・

職場の理解・協力が得られるか不安・・・

◎ 「治療と職業生活の両立支援」を考えましょう



最近は、治療技術の進歩等により、**治療をしながら仕事を続ける**人がたくさんいます。でも、実際に自分ひとりで取り組もうとすると難しいことが多いですよね。

一緒に解決方法を考えていきましょう。

◎ 治療と職業生活が両立できれば・・・

事業者のメリット

- ✓ 従業員の「健康確保」の推進
- ✓ 継続的な人材確保
- ✓ 従業員のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- ✓ 「健康経営」の実現
- ✓ 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

従業員のメリット

- ✓ 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- ✓ 治療を受けながらの仕事の継続
- ✓ 安心感やモチベーションの向上
- ✓ 収入を得ること
- ✓ 働くことによる生きがいの保持

患者（労働者本人）が知りたいことなど

- 対象は、がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、肝疾患、若年性認知症、不妊治療、難病などの反復・継続して治療が必要となる疾病です。
(短期で治癒する疾病は除きます。)
- 本人が、主治医の指示等に基づき、治療を受けること、服薬すること、適切な生活習慣を守ること等、治療や疾病の増悪防止に適切に取り組むことが重要です。
- 治療と職業生活の両立支援は、私傷病に関わるものなので、事業場においては、本人から事業者に対し、支援を求める申出を行うことから始まります。
- 産業医、主治医、医療ソーシャルワーカー、看護師等や、産業保健総合支援センターなどと連携して支援を受けることもできます。連携に当たっては、本人の同意を得た上で、支援のために必要な情報は共有します。

具体的な両立支援の進め方

- ① 両立支援を必要とする患者（労働者）が、支援に必要な情報（※）とともに、事業者に両立支援を申出する。
※ 症状・治療の状況、就業継続の可否、就業上の措置などです。
- ② 事業者が、主治医及び産業医等に意見を聞いて、就業継続の可否を判断する。
- ③ 事業者が産業医や保健師・看護師等と連携し、両立支援プラン、職場復帰支援プランを策定し、これらに基づく就業上の措置や配慮を行う。
※事業主、人事労務担当者、産業医、衛生管理者（労働者数50人以上）、衛生推進者（同10人以上50人未満）等の産業保健スタッフがそれぞれの立場で連携することが重要です。
- ④ 患者（労働者）の長期休業が必要な場合は、休業前の対応、休業中のフォローアップ及び円滑な職場復帰を実施する。



両立支援に効果的な休暇・勤務制度の例

（事業主や上司等の協力が必要です）

- 時間単位の年次有給休暇（労使協定を結べば5日まで時間単位の付与が可能です）
- 病気休暇（休職までに至らない期間の療養に効果的）
- 時差出勤制度（混雑する時間帯を避けて通勤することができます）
- 短時間勤務制度（フルタイム勤務が難しい場合に有効です）

鹿児島産業保健総合支援センター は、治療を受けながら仕事を続けたい方を応援します。 (産保センター)

治療と職業生活の両立のための手順(例)

STEP1 あなたから主治医へ



主治医に対してあなたの「仕事の内容」を伝えます。(産業保健総合支援センターでは様式を用意しています。)

STEP2 主治医からあなたへ



仕事の内容(書面)をもとに、あなたの望ましい働き方について、主治医に「意見書」を書いてもらいます。(産業保健総合支援センターでは様式を用意しています。)

STEP3 あなたから会社へ



主治医の「意見書」を会社に提出します。

STEP4 会社による措置



会社では、主治医の「意見書」などをもとに、就業の可否、働くまでの治療に対する配慮などについて検討し、就業可能な場合は「両立支援プラン」を作成します。

両立支援促進員が、それぞれのステップに応じた助言・支援を行います。
お気軽にご相談ください。

疑問や相談にお答えします



がんと診断されました。治療をしながら仕事をしたいと思っていますが、初めてのことなので、進め方がよく分かりません。
どのような支援を受けられるのでしょうか。

鹿児島産業保健総合支援センターのお手伝い

- 患者（労働者）やその家族、事業者からの相談に対応します。
- 患者（労働者）の就労継続や職場復帰に関して、事業者との調整支援を行います。
- 事業場を訪問し、企業内の体制づくり、規程・制度（柔軟な年休制度、病気休暇制度等）への対応などの支援を行います。
- 両立支援プランなどの作成の支援を行います。



相談無料
要予約

相談窓口のご案内

日 時 平日8:30~17:15

場 所 鹿児島産業保健総合支援センター

(鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4階 Tel 099-252-8002)

対 象 働きながら治療を受けている患者さんとそのご家族等

●出張相談もいたします（事前予約制）

鹿児島大学病院 地域医療連携センター

鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号 医科診療棟2階外来ホール内

Tel 099-275-6862 (平日8:30~17:00)

相談日 毎月第3木曜日 10:00~12:00

鹿児島医療センター がん相談支援センター

鹿児島市城山町8番1号

Tel 099-223-1151 (病院代表) (平日8:30~17:00)

相談日 每月第1・第3火曜日 10:00~13:00



治療と仕事の両立支援に関するご相談先

団体名	住所	相談できること
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号 Tel 099-275-6862	・治療を継続しながらの就労相談 ・産保センター出張相談窓口あり
鹿児島医療センター	鹿児島市城山町8番1号 Tel 099-223-1151	・治療を継続しながらの就労相談 ・産保センター出張相談窓口あり
鹿児島県民総合保健センター	鹿児島市下伊敷3丁目1番7号 Tel 099-220-2332 (相談：施設開設日の午後)	・主治医の指示等に基づく栄養・運動等の相談
鹿児島県社会保険労務士会	鹿児島市下荒田3丁目44-18 のせビル2階 Tel 099-257-4827	・両立に関する労働条件の調整 ・事業場の休暇、勤務制度の見直し ・就業規則の変更、届出
日本医療社会福祉協会 鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会	鹿児島市鴨池新町11-23 (今村総合病院内) Tel 099-251-2221	・仕事、生活、こころの問題等に関する相談 及び社会的援助の紹介 ・患者と医療機関、医師、看護師等との連携
日本産業カウンセラー協会	鹿児島市新屋敷町16 公社ビル 313号 Tel 099-216-8732 (相談：月～金 9時から17時)	・治療と仕事の両立に悩んでいる方に、働く人の 心の相談窓口としてのカウンセリング ・両立支援に関し企業へ支援
日本キャリア開発協会 (キャリアコンサルタント)	東京都中央区日本橋蛎殻町2-14-5 KDX浜町中ノ橋ビル4階	・病気や治療の影響と働き方についての心配 事や悩み事等の相談 ・30分無料電話相談 (HPよりお申込み) 【 https://www.j-cda.jp/hatarakikata/ 】

※ご相談先によっては事前予約が必要な場合があります。また、有料の場合があります。

鹿児島県地域両立支援推進チームとは

「鹿児島県地域両立支援推進チーム」は、治療と職業生活の両立支援に携わる県内の関係団体等から構成されており、事務局は鹿児島労働局労働基準部健康安全課です。また、治療と職業生活の両立支援の事業運営は、鹿児島産業保健総合支援センターが担うことになっています。

【お問合せ先】

・鹿児島労働局労働基準部健康安全課 鹿児島市山下町13-21 (☎ 099-223-8279)	・鹿児島産業保健総合支援センター 鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4階 (☎ 099-252-8002)
---	---



鹿児島県地域両立支援推進チーム

鹿児島県経営者協会、鹿児島県労働基準協会、日本労働組合総連合鹿児島県連合会、鹿児島県医師会、鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課・介護福祉課、鹿児島大学病院、鹿児島医療センター、鹿児島県民総合保健センター、鹿児島産業保健総合支援センター、鹿児島県社会保険労務士会、鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会、日本産業カウンセラー協会鹿児島事務所、日本キャリア開発協会鹿児島地区、鹿児島県薬剤師会、日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部、鹿児島県看護協会、鹿児島労働局雇用環境均等室・職業安定課・職業対策課

【事務局】鹿児島労働局健康安全課 / 【オブザーバー】鹿児島労働局監督課

治療と職業生活の両立に関する各ホームページのご紹介

○厚生労働省 (<https://www.mhlw.go.jp/>)

○独立行政法人労働者健康安全機構 (<https://www.johas.go.jp/>)

○鹿児島労働局 (<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

○鹿児島産業保健総合支援センター (<http://kagoshimas.johas.go.jp/>)